

兵 庫 県
保 險 医 協 会

加古川
高砂

支部 ニュース

No. 266

2020年1月25日

発行

兵庫県保険医協会 加古川・高砂支部

(連絡先) 神戸市中央区海岸通一丁目三十一

神戸フコク生命海岸通ビル五階

電話 〇七八 (三九三) 一八〇一

新年のごあいさつ

超高齢社会を迎えて、

これからの地域医療・ケアは

加古川・高砂支部 支部長 西村 正二



新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、

日頃より兵庫県保険医協会加古川・高砂支部の活動推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年にむけて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、医療、介護、介護予防、住まい等の日常生活の支援が包括的に提供される体制「地域包括ケアシステム」の構築が各地で進められています。

多くの高齢者は病気と共存しながら生活せざるを得ません。高齢者のQOLの維持・向上を目指し、住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、地域全体で支える「地域完結型」の医療・ケアも推進されなければなりません。これには医療・介護・福祉等の資源を効率的に活用することが主眼となります。

また高齢者自身が医療・介護の方針を決定することが出来なくなつた時に、その人の価値観や治療選択に基づき意思決定が導かれるような日本型の仕組み(ACP人生会議)の確立が求められています。これにより、その人が重篤な慢性疾患に罹患したときだけでなく、生活全般に関しても、その人の価値、目標や治療選択に一致した医療・ケアが受けられることが確実になるように手助けすることができきます。それには、自分では意思決定できない事態において、

代わりに意思決定してくれる信頼できる人を選び、準備することが含まれます。

私ども医療関係者はこのシステムの一翼を担うよう、地域住民から必要とされる医療機関を目指して、多世代共生の地域づくりという視点も踏まえ、支部活動に取り組んで参りたいと思います。

本年もご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



今年もよろしく

お願い致します

加古川・高砂支部幹事・事務局一同

「軽症」者を含めた全ての難病患者に医療費助成を

支部長名で加古川・高砂各市に請願・陳情

協会は、国の指定難病医療費助成制度(以下、難病助成制度)の改善を求める請願・陳情を県および各市町議会に進めている。加古川・高砂支部でも西村正二支部長が請願人及び陳情人となり、加古川市と高砂市の12月定例議会にそれぞれ請願書・陳情書を提出。本会議ではそれぞれ「継続審議」となった。

2015年1月の難病助成制度の施行により、新たに「重症度基準」が導入された。これにより難病認定患者であっても、この基準で「軽症」と認定されると、医療費助成の対象外とされるようになった。2017年末の経過措置終了により、助成を受けられなくなった不認定患者等は全国で約14・6万人(兵庫県では5千738人。経過措置適用者の5人に1人)に上っており(2018年10月1日時点)、その影響については当時マスコミでも大きく報道された。(左図)

協会は保団連の提起を受け、「軽症」者を含めたすべての難病患者が



難病十数万人助成外

1月制度変更「軽症」支援枠外に

難病助成制度が2015年1月に施行された。これにより、重症度基準による選別が行われるようになり、難病と認定された患者であっても、この重症度基準によって「軽症」と認定されてしまうと医療費助成の対象外とされるようになりました。

旧制度	新制度
56疾患、病状の軽重を問わず助成	331疾患、軽症者は医療費が一定額を超えない限り助成対象外
経過措置3年	経過措置なし

難病「軽症」者の助成外しを一面で報じた毎日新聞(2018年6月)

費用等の心配なく早期受診できるよう、各市町に対し、重症度基準撤廃の意見書を国に提出すること等を求める請願の取り組みを開始。加古川・高砂支部でも支部での討議を経て、加古川・高砂各市の12月議会にそれぞれ請願書・陳情書を提出していた。(請願書は左下に掲載)

加古川市では、西村支部長の協力で最大党派「志政加古川」代表の木谷万理議員に紹介議員となっていた。ただき請願を行ったが、12月18日の定例議会にて多数決で「継続審議」となった。また、高砂市も同日定例議会に陳情を行ったが、こちらも多数決で「継続審議」となっている。

同請願・陳情については3月定例議会にて再度審議がなされる予定。

請願書

国の指定難病医療費助成制度の改善について

請願理由

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が成立し、2015年1月から新たな指定難病医療費助成制度が施行されました。これにより「重症度基準」による選別が行われるようになり、難病と認定された患者であっても、この重症度基準によって「軽症」と認定されてしまうと医療費助成の対象外とされるようになりました。

2017年12月31日の経過措置終了に伴い、難病医療費助成を受けられなくなった不認定患者等は全国で約14.6万人(不認定8.55万人・申請なし6.05万人、経過措置適用者の5人に1人)に上っており(第59回難病対策委員会資料「経過措置終了後の特定医療費の支給認定の状況」2018年10月1日)、その影響についてマスコミでも大きく報道されました。

また、厚生労働省の「難病患者の総合的支援体制に関する研究班」が行った調査によれば、経過措置終了の前後で、不認定患者等の通院頻度(半年間の平均回数)が5.36回から3.57回へと大幅に減少していたことが明らかとなりました。患者団体からは受診抑制による重症化を心配する声もあがっています。さらに、「軽症」者が対象外とされれば、国は「軽症」者の数や病状等の情報を入手できなくなり、難病の実態を把握して原因究明や治療法の早期開発につなげるという制度目的も果たされなくなるなどの専門家の指摘もあります。

すべての疾病は早期発見・早期治療が重要ですが、特に難病は、いったん重症化すると回復が著しく困難となるうえ、合併症の発症リスクや発がんリスクが高い等の特性をもつ場合もあり、早期の段階から定期的な受診によるフォローを行うことが必須です。「軽症」者を医療費助成の対象外とすれば、難病の重症化が進む危険性が非常に高くなります。

難病法は施行後5年以内を目途に見直しに向けた検討を行うこととされており(難病法附則)、2020年1月に向けて現在、厚生労働省の難病対策委員会やワーキンググループにおいて重症度基準の見直し等も議論されています。今後、「軽症」者を含めたすべての難病患者が費用等の心配なく早期受診できるよう、これら委員会等において重症度基準の撤廃に向けた議論が後押しされる意見書を、貴市より国に提出していただくことを求めます。

請願事項

1. 指定難病医療費助成制度について、重症度基準による選別をやめ、「軽症」者を含めたすべての指定難病患者を同助成の対象とするよう、国に対して求めていただきたい。

☆支部幹事会だよ☆

1月23日(木) 19時～ 於：加古川商工会議所4階

<報告> 組織現勢、医療情勢、国の難病医療費助成制度の改善を求める請願、今後の支部企画(会員懇談会など)について討議しました。

<組織現勢(12月末)>

加古川市・加古郡： 医科 180人 / 歯科 108人
高砂市： 医科 54人 / 歯科 36人



◆お問い合わせは、TEL 078-393-1840 FAX 078-393-1820 担当：山田まで◆